

一般競争入札（総合評価落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2026年6月23日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：AI事業者ガイドライン更新支援業務

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答掲載日
1	Ⅲ.仕様書	p.18	3. (1) ア AI ガバナンス・AI 安全性に関する調査	<p>本事業の仕様書において「本事業の請負者は、AI 事業者ガイドライン（本編、本編概要、別添1－9、別添概要）の更新を前提とした、AI ガバナンス・AI 安全性に関する調査を実施する」とありますが、総務省分の仕様書においても別添7の「チェックリスト」及び「ワークシート」が更新の対象となっています。</p> <p>この点、①本事業においても、別添7の「チェックリスト」及び「ワークシート」が更新の対象となるのでしょうか。②また、チャットボットは更新の対象ではないと理解していますが、理解に相違ないでし</p>	<p>本事業の更新対象は、AI 事業者ガイドラインの本編、本編概要、別添1－9、別添概要及びAI 事業者ガイドライン活用の手引き（案）です。したがって、別添7の「チェックリスト」及び「ワークシート」は更新対象に含まれます。</p> <p>チャットボットは更新対象に含まれません。</p>	2026年 6月19日

				ようか。		
2	Ⅲ. 仕様書	p.18	3. (1) ア AI ガバナンス・AI 安全性に関する調査	<p>本事業の仕様書において「事業者（スタートアップ、中小企業を含む）における AI ガバナンス・AI 安全性に関する取組みや、AI 事業者ガイドラインを元に独自の AI ガバナンスツールを作成している事例及び課題について、計 15 者程度の事業者や有識者等に対して、ヒアリング（主としてオンライン／1 時間程度）を実施する」とありますが、総務省分の仕様書においても AI ガバナンスを巡る国内・海外動向等の調査が業務として定められています。この点、本事業と総務省の事業において、AI ガバナンスに関する調査の目的（受託者に期待する役割を含みます）・内容にどのような違いがあるのかをご教示下さい。</p> <p>※本事業においては、AI 安全性が調査範囲に含まれており、また、AI ガバナンス調査においても AI 事業者ガイドラインの別添 9 をベースに調査対象を選定する点で相違があることは認識しております</p>	<p>現時点では、総務省の事業と調査内容に大きな相違はない想定です。ただし、ヒアリング調査については、対象の選定を含め、IPA 及び経済産業省と協議の上で進めていただきます。また、仕様書 3. (1) キに記載のとおり、総務省及び同省から委託を受けた事業者等とも連携して実施いただくため、総務省、経済産業省及び IPA が必要と判断する場合を除き、重複した調査の実施は想定していません。</p> <p>なお、別添 9 への言及は、国内外の動向を調査する際の参考として示しているものです。調査対象又は調査範囲を別添 9 に限定する趣旨ではありません。</p>	2026 年 6 月 19 日

3	Ⅲ. 仕様書	p.19	3. (1) イ AI事業者ガイドラインの更新方針等の検討	<p>本委託作業には、「AI事業者ガイドライン(本編および別添)」「活用の手引き」の両方の更新案の作成が含まれています。</p> <p>双方の更新作業は、同時並行で進める想定でしょうか。</p> <p>それとも、ガイドラインの記載内容がある程度固まった段階で、手引きやチェックリスト等への反映を段階的に行う想定でしょうか。</p>	<p>活用の手引きや別添資料について、AI事業者ガイドラインの記載内容の更新の状況に応じて、順次反映いただく場合もあれば、ヒアリング・有識者の御意見などを基に同時並行で更新する場合があります。</p>	2026年 6月23日
4	Ⅲ. 仕様書	p.19	3. (1) イ AI事業者ガイドラインの更新方針等の検討	<p>「AIによるリスクの分類の見直し、及び時勢に合わせてリスクの追加・修正・削除を検討する」とのことですが、「AI事業者ガイドライン 第1.2版」の中で現在特に重要視している、もしくは急ぎ指針を示すべきと考えている新たなリスク領域があればご教示ください。</p>	<p>現時点において、特に確定している事項はありません。今後、現在のリスク分類について、事業者にとってより参照・利活用しやすい内容となるよう、有識者の意見や議論を踏まえ、適切に整理・更新していくことを想定しています。</p>	2026年 6月23日
5	Ⅲ. 仕様書	p.19	3. (1) イ AI事業者ガイドラインの更新方針等の検討	<p>「AI事業者ガイドライン 第1.2版」ではAI開発者・AI提供者・AI利用者の3主体を基本としており、データ提供者は「AI事業者ガイドライン 第1.2版(別添)」において対象外とされています。</p> <p>「・多義的な用語の整理や、「中間提供者」</p>	<p>現時点では、主体区分の見直しについては想定していません(今後有識者の御意見などを基に更新を行う可能性はあります)。</p>	2026年 6月23日

				「データ提供者」等の新たな立場の事業者に対する指針等、有識者のご意見を伺いつつ、ガイドラインへの記載の見直しを検討する。」とのことですが、上記3主体の分類に新たなカテゴリとして並列に追加することも想定されていますでしょうか。		
6	Ⅲ. 仕様書	p.19	3. (1) イ AI事業者ガイドラインの更新方針等の検討	「AI事業者ガイドラインの更新を2回程度予定している。」とのことですが、例えば1回目（中間報告等）と2回目（最終案）とで、更新の対象とするドキュメント（本編、別添、活用の手引き等）や、反映させるテーマ（リスク分類の見直し、新たな主体の定義等）の違いや段階的なマイルストーンを設けることも想定してよろしいでしょうか。	各更新の内容、進め方については、IPA及び経済産業省と協議の上、進めていただくことを想定しています。	2026年 6月23日
7	Ⅲ. 仕様書	p.19	3. (1) ウ AI事業者ガイドラインの更新案の作成	「別添7（チェックリスト等）」の更新については、フォーマットを変えずにチェック項目の増減に留める想定でしょうか。 あるいは、事業者が実務でより活用しやすいフォーマット（例えば、業種別・リスクレベル別での項目の出し分けや、将来的なWebツール化を見据えた構造化など）への抜本的な見直しまで想定されています	AI事業者ガイドライン別添7の「チェックリスト」及び「ワークシート」について、事業者目線で使いやすいものとなるように、特に事業者における既存のガバナンスの仕組みに導入しやすいものとなるように、検討次第では、抜本的な見直し	2026年 6月23日

				すでしょうか。	も有り得ます。	
8	Ⅲ. 仕様書	p.19	3.(1)エ 委員会の開催・運営等	<p>主な業務に「委員への事前説明」が含まれていますが、こちらの実施タイミングは委員会の開催都度（毎回）でしょうか。</p> <p>あるいは、4回程度とされる委員会の開催前に1回のみでしょうか。</p>	委員会の開催の都度、対応いただくことを想定しています。	2026年 6月23日
9	Ⅲ. 仕様書	p.19-20	<p>3.(1)エ 委員会の開催・運営等</p> <p>3.(1)オ ワーキンググループ会合の開催・運営等</p> <p>3.(1)キ 総務省及び総務省から委託を受けた事業者との連携</p>	<p>IPA・経済産業省と、総務省（およびその委託事業者）との間で、ガイドライン更新案に対する意見の集約や最終的な承認（合意形成）はどのようなプロセスで行われる想定でしょうか。</p> <p>また、両省間の調整が必要になった場合の指示体制についてご教示ください。</p>	<p>(2) 連絡会議の実施に記載のとおり、IPA、経済産業省、総務省及び関係者との間で、定期的に連絡会議を実施することを想定しており、意見の集約や最終的な承認はこの会議も活用しながら協議の上、決定します。</p>	2026年 6月23日
10	Ⅲ. 仕様書	p.19-20	3.(1)エ 委員会の開催・運営等	委員やメンバーはIPA、総務省、経済産業省にて選定されるとのことですが、既に候補者は想定されておりますでしょうか。	委託させていただく内容として、ご提言自体を否定する意図はありません（委員の検討状況	2026年 6月23日

			3.(1)オワー キンググルー プ会合の開 催・運営等	未選定の場合、「このような観点を持っ た方に参画いただくことが望ましい」とい った弊社からのご提言を考慮いただく余 地はありますでしょうか。	については、回答を差し控えさ せていただきます。	
--	--	--	--------------------------------------	---	-----------------------------	--